

2026年2月20日

各位

会社名 株式会社リプライオリティ  
代表者名 代表取締役社長 中山 伸之  
(コード：242A 福証Q-Board市場)  
問合せ先 取締役管理部長 井手 雅雄  
(TEL. 092-686-8300)

### 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

2026年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

###### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,177,800株
② 今回の分割により増加する株式数	1,177,800株
③ 株式分割後の発行済株式総数	2,355,600株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	7,502,400株

(注) 上記の発行済株式総数及び今回の分割により増加する株式数は、2026年2月20日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	2026年3月16日
② 基準日	2026年3月31日
③ 効力発生日	2026年4月1日

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2026年4月1日(水)の効力発生日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整します。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回新株予約権	600円	300円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>3,751,200株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>7,502,400株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2026年2月20日
効力発生日	2026年4月1日

4. その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

以上